

国民健康保険



国民健康保険制度全般に関すること 村民課住民係 TEL 2 - 3 1 1 3

国民健康保険の加入者

小笠原村に住民登録および外国人登録している方は、次の ~ に該当する方を除いて、すべて村の国民健康保険に加入して頂くことになります。

- 職場の健康保険（国民健康保険組合を含む）に加入している方とその扶養家族
- 生活保護を受けている方
- 在留期間が1年未満（短期滞在など）および在留期限が過ぎている外国人の方

国民健康保険の届出

村民課住民係 TEL 2 - 3 1 1 3 母島支所庶務係 TEL 3 - 2 1 1 1

すでに小笠原村の国民健康保険に加入している方も、これから加入する方も、次のような場合には必ず14日以内に、印鑑を持参（外国人の方は外国人登録証明書）して届け出てください。

	こ ん な と き	届 出 に 必 要 な も の	
は 国 保 に 入 る と き	小笠原村に転入した	転出証明書	追加加入のときは 保険証
	職場の健康保険を脱退した	健康保険資格喪失証明書など	
	国保組合を脱退した	組合脱退証明書	
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書	
	出生した	保険証、母子健康手帳	
ぬ 国 保 か ら 出 る と き	小笠原村外へ転出した	保険証	
	職場の健康保険に加入した	保険証、勤務先の保険証	
	国保組合に加入した	保険証、組合保険証	
	生活保護を受けることになった	保険証、保護開始決定通知書	
	死亡した	保険証、死亡を証明する書類	
そ の 他	村内での住所変更、氏名・世帯主が変わった、世帯の合併または分離	保険証 保険料の納付書または領収書など	
	保険証を紛失した	保険証、在学（入学）証明書	
	就学のため他の区市町村に住む	保険証	
	長期の出張や旅行など	保険証、年金証書	
	退職医療制度に該当した	外国人	
外国人	いずれの届出にも、上記の他に外国人登録証明書が必要です。 また、学生は学生証も持参してください。		

国民健康保険税の納付

国民健康保険税の納付は、下記の方法で納付期限までに納めてください。

納付書による納付

毎年6月に郵送する納付書により、村役場出納窓口または母島支所窓口で納付してください。

納期限 6月、8月、10月、1月の各末日

口座引き落としによる納付

J A 東京島しょ、郵便局の預貯金口座から各納期ごとに自動的に引き落とされます。

口座引き落としの手続きは、上記の各金融機関窓口で行ってください。

国民健康保険の給付

国民健康保険の被保険者（加入者）は、国保診療を取り扱う医療機関で診療を受けた場合に、次のような給付を受けることができます。なお、療養費などを請求できる期間は2年間です。

国民健康保険の給付制度

種類		給付の条件	受けられる給付	必要なもの	
療養の給付		病気やケガによって診療を受けたとき	医療費の7割 退職者医療制度の給付については別項参照	保険証	
入院時食事療養費の支給		病院に入院して食事をとったとき	食事費用の一部		
療養費の支給	医療費	旅行中の急病など、緊急やむを得ない理由で保険証を提出できずに診療を受け、医療費の全額を支払ったとき	審査により決定した額（支払った額の一部。ただし、審査により支給対象にならないことがあります。）	保険証、印鑑、領収書等	
	看護料	基準看護外の病院または自宅で、医師が必要と認めた付添看護を受けたとき			
	装具費	治療用の補装具（コルセット、ギブス等）を作ったとき			
	施術代	接骨施術を受けたときや、医師が必要と認めた三療施術（はり・きゅう・マッサージ）を受けたとき			
移送費の支給		重病人や重傷者などを緊急に入院・転院させるためにかかった費用	審査により決定した額		
高額療養費の支給 70歳以上の方は老人保健法が適用されるため対象になりません。	同じ方が、同じ診療月に、同じ医療機関で入院と外来を区別して支払った保険診療分の一部負担金が下記の基準額を超えたとき		左記の基準額を超えた額（差額ベッド代、食事代、保険のきかない治療は対象外）		
	一 般				住民税非課税世帯
	一 般	上位所得者			
	63,600円 医療費が 318,000円を 超えた場合は、その 超えた分の1%を 加算	121,800円 医療費が 609,000円を 超えた場合は、その 超えた分の1% を加算			35,400円
	同じ診療月に、同じ世帯の方がそれぞれ3万円（住民税非課税世帯は2万1,000円）を超える保険分の一部負担金を支払い、それらの合計が基準額6万3,600円（住民税非課税世帯は3万5,400円）を超えたとき				住民税非課税世帯
	過去12ヶ月の間に4回以上高額療養費の支給を受ける世帯で、4回目以降から適用される下記の基準額を超えて一部負担金を支払ったとき				
	一 般			住民税非課税世帯	
	一 般	上位所得者			
37,200円	70,800円	24,600円			
一時金の支給	出産育児一時金	出産（妊娠85日以上の死産・流産を含む）したとき	30万円	保険証、印鑑、母子健康手帳、診断書（死産・流産のとき）	
	葬祭費	死亡したとき	6万円	保険証、印鑑、葬儀の領収書等	

交通事故などによるケガの医療費は、原則として加害者が負担すべきものですが、やむを得ず国民健康保険を使う場合は、事前に届け出てください。

海外渡航中の治療も国民健康保険の保険給付の対象となります。事前にご相談ください。

入院時食事代の助成

病院等に入院したとき、食事代が1日780円(定額)の自己負担となりますが、住民税非課税世帯の方は、減額措置があります。申請して頂くと「減額認定証」を発行しますので、入院の際、保険証と一緒に病院に提出してください。

入院時の食事にかかる標準負担額

—	般	1日	780円
減額措置該当者 (住民税非課税世帯)	90日までの入院	1日	650円
	90日をこえる入院	1日	500円

この自己負担額は、高額医療費制度の対象にはなりません。

高額療養費資金の貸付

医療機関に支払わなければならない保険分の一部負担金の「つなぎ資金」として、後から「高額療養費の支給」を受けとることができる方に、無利子によりお貸しします。詳しくはお問合せください。

保険税や一部負担金の減免・猶予

災害や事業の廃止等が原因で、国民健康保険税や医療機関へ的一部負担金が支払えない場合は、減免や支払猶予の制度がありますので、ご相談ください。

退職者医療制度

会社等を退職した国民健康保険の加入者で、老人保健法による医療給付の対象者でない方には、通常の保険給付よりさらに有利な給付が受けられる制度があります。

加入するには

被用者年金制度(厚生年金や共済組合等の年金制度のこと)の老齢年金、退職年金を受けていて、被用者年金の加入期間が20年以上または40歳以降10年以上ある方とその扶養家族で、小笠原村の国民健康保険に加入していることが条件です。該当する場合は、年金証書を受け取ってから14日以内に、その証書と裁定(決定)通知書、保険証、印鑑等を持参し、村民課住民係または母島支所庶務係へ届け出てください。

給付

病気やケガをしたときの「療養の給付」が、医療費の8割(扶養家族の場合は入院で8割、通院で7割)になります。

なお、この制度に加入する資格のある方が年金受給申請中に診療を受け、通常の一部負担金(3割の自己負担分)を医療機関に支払っていた場合、後日申請により差額分を支給しますので、通知を受けた方は届け出てください。